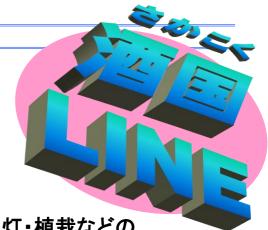
## 道路損傷復旧処理。

ご存じですか?

道路管理を行う出張所の業務の一つに、「道路損傷復旧処理」の手続きがあります。



交通事故などにより、ガードレール・フェンス・照明灯・植栽などの 道路付属施設が損傷した時は、すみやかに復旧工事を行っております。

さまざまな損傷があります。

道路を「安全・快適」に使用するために必要な施設のため、 早急に復旧します。







道路損傷復旧工事にかかった費用については、原因者負担となります。 道路施設によっては高額になります。

安全運転はもちろんですが、万が一に備えて自動車保険(任意)に加入しておくことも大切です。





酒田国道維持出張所では、安全な通行確保のため、日々の道路パトロールでも道路に異状が無いかを確認し、必要に応じて 適切な対策を実施しています。(次号では、道路パトロールについて紹介予定です。)



## 道路の異状を発見したら!「道路緊急ダイヤル」 #9910

国道7号 酒田市・遊佐町、47号 酒田市・庄内町、日本海東北自動車道 (酒田みなとIC~遊佐比子IC間)に関するお問い合わせは、

国土交通省 酒田国道維持出張所 までお願いします。

住所: 酒田市豊里字南沼田ノ上11-3

TEL: 0234-34-2331

ホームページURL: https://www.thr.mlit.go.jp/sakata/

※写真・個人名を本紙に掲載することについては、皆様から了承を得ております。

令和 4年 5月 12日 発行 国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所 酒田国道維持出張所



第 90 号